

令和8年度

もみの木訪問介護事業所が職場環境等要件で実施する取組項目は以下の通りです。

区分	内容	詳細
【入職促進に向けた取組み】	①法人や事業所の経営理念ゆあケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	○訪問介護事業所の経営理念を作成し、職員への説明、月例会等にて唱和している。
	④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	○介護職員養成学校からの実習受け入れている。
【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	○介護福祉士実務者研修受講期間の内、2日間を研修（出張）扱いとしている。 ○介護福祉士国家資格筆記試験実施日を、研修（出張）扱いとしている。 ○事業所の人材状況や職員のキャリアに応じて、介護職員実務者研修の受講費、介護福祉士国家資格筆記試験の受験料を本会で負担している。
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保	○上位者によるキャリア面談を実施している。
【両立支援・多様な働き方の推進】	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	○育児休暇の取得を推進している。
	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	○時間単位での有給休暇取得を可能としている。
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	○業務を項目ごとに分け、管理者、サービス提供責任者による複数担当制（主担当、副担当）にしている。（業務分掌表を作成している。）
【腰痛を含む心身の健康管理】	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	○従業員のための休憩室（和室）を設置している。 ○年1回、健康診断を実施している。
	⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護	○「健康づくり講習会」（腰痛対

	技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施	策の研修を含む)を開催している。
【生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組】	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している	○月例会での情報交換において、課題を把握し改善に取り組んでいる。
	⑲介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入	○介護ソフトを導入している。
	⑳各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施	○虐待防止委員会等を共同設置している。
【やりがい・働きがいの醸成】	㉑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	○毎朝、ミーティングを開催している。 ○毎月、月例会を開催している。
	㉒利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	○月例会にて経営理念、介護保険に関する研修を実施している。